当座貸越(カードローン)規定

借主は、東京都職員信用組合(以下「組合」といいます。) と当座貸越取引(カードローン取引、以下「カードローン」といいます。) をするについて、次の各条項を承認のうえ契約します。
(取引期間)

1. この契約に基づく取引期間は、契約成立日(組合がこの申込を承諾し、かつカードローン口座を開設したときにこの契約は成立するものとします。) からその2年後の応答日の属する月の末日(休日の場合はその翌竺業日) までとします。教育カードローンの場合は、卒業予定月をもって新規貸越は終了し、以降は返済のみとします。また、学校を選挙するなど在学中でないことが判明した場合は、その時点で新規貸越が終了し以降返済のみとします。
ただし、契約期間満了日の前の日までに組合から借主に取引期間を延長しない旨の中出がない場合には、取引期間は更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。
(2) 離合から借主に、取引期間を延長しない旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。
(1) 借主は、直ちにローンカードを相合に返却します。
(2) 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越に受けないものとします。
(3) 貸越元利金は、この契約の名条項に従って返済し、貸越元利金が完済された日をもってこの契約は当然に解約されるものとします。
(4) 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日をもってこの契約は当然に解約されるものとします。

- この契約によるカードローン取らは、当座資越取らのかとし、公共科主等の自動を払いないついたします。 信主は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して払戻す方法により当座貸越を受けるものとします。 信主は、第3条に定める貸越極度額を招えない範囲内で縁返し当座貸越を受けることができるものとします。 ローンカード、現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。)等の自動機の取扱いについては、別 に定めるローンカード規定によります。 信主は、第6条の定例返済のため、借入要項記載の返済用預金口座(以下「返済用口座」といいます。) に毎月約定返済日までに、給与控除により返済金相当額を預入するものとします。

(貸越極度額)

3

第7条

73歳間が上級で、返済するでいたします。
(自動引発しの方法によるものとし、借主は約定返済日までに返済金相当額を給与控
前条による返済は、自動引落しの方法によるものとし、借主は約定返済日までに返済金相当額を給与控
除により借入要項息戦の返済用口座に預け入れておくものとします。
おお、ローンカード利用の有無に関
わらず空額返済金額を給与控除するものとします。
組合は、約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用口座から払い戻しのうえ
毎回の返済にあてます。ただし、返済用口座の残瘍が毎回の返済金相当額に満たない場合には、返済にあ
てる取扱いはせず、返済が遅延することになります。この場合、組合は遅延している返済額が全額返済さ
れるまでは、第2条にかかわらず当座貸銀の利用を一時中止できるものとします。
毎回の返済金相当額の預け入れが約定返済日より遅れた場合には、組合は毎月返済金相当額および損害金について前項と同様の取扱いができるものとします。
(健時返済)

第8条

金について、即項と同様の収扱いかできるものとします。 (臨時返済) 借主は、第6条による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 前項の臨時返済金は、第7条の自動引落しによらず、借主が直接組合の店頭に申し込むか、現金自動預金支払機を使用する方法によります。 (議費用の返済用口座からの自動引落し) この契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙代等の費用は、組合所定の日に普通預金・総合口座通帳、 同払戻請求書または小切手によらず返済用口座から払い戻しのうえ、費用の支払いにあてられるものとします。 (1880年)の全級下を業務り、

同払戻譲求書または小切手によらず返済用口座から払い戻しのうえ、費用の支払いにあてられるものとします。 (期限前の全額返済義務) 僧主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限 の利益を失い、借入契項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 なお、この場合、組合から事前の通知ないに直ちに本契約を解約できるものとします。 (1) 借主が第6条に定める返済を遅延し、3ヵ月目の返済日に至るも返済しなかったとき。 (2) 保証会社から保証の中止まだは解約の申出があったとき。 (3) 借主が有する組合の資金その他の債権について、仮差押、または差押の命令が発せられたとき。 (4) 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (5) 借主が破産、民事再生手続開始の申立てをしたとき、または申立てを受けたとき。 (6) 相続の開始があったとき。 (7) 借生が任所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって組合に借主の所在が不明となったとき。

(7) 信主が住所変更の届出を認めなど、信主の責めに帰すべき事由によって組合に信主の所在が小明となったとき。 ったとき。 ったとき。 (8) 信主が退職したとき、または組合員の資格を喪失したとき。 次の場合には、信主は組合からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、 信と要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合組合からの通知によって本契約を解約できるものとします。 (1) 信主が組合に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。 (2) 信主が総合理除等により返済用口座に入金された、返済金相当額を引き出したとき。 (3) 信主が返済用口座の解約手続をしたとき。 (4) 信主がこの契約によるカードローン取引に関し、組合に虚偽の資料提供または報告をしたとき。 (5) 信主が債務超過になったと認められるとき、その他債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。 (6) 信主が反社会的勢力に該当したとき。

(減額・増額・中止・解約)

前条各項の事由があるときは、組合は、あらかじめ通知することなくいつでも貧越極度額を減額し、毎月返済額を増額のうえ食数を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。毎月返済額を増額のうえ食数を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。毎月返済額を増額のうえ食数を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。毎月返済額を増額するときには、組合は、あらかじめ通知することなべ給与控除の金額を増額することができるものとします。この場合、借主は組合所定の手続により組合に通知するものとします。
前2項によりこの契約が解約された場合、借主は、直ちにローンカードを返却し貸越元利金を返済するものとします。また、第1項により、貸越極度額を減額した場合にも、借主は、直ちに減額後の極度額を起える金額を支払うものとします。(組合からの相殺)

組合は、この契約による債務の期限が到来したとき、または期限の利益を喪失したときは、この契約による債務を、借主の組合に対する預食等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知・所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらす約定利率により1年を365日として、日割で計算するものとします。(信主からの相殺)

「借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の組合に対する預金等の債権を下まりでは、期限前解約利率によらす約定利率により1年を365日として、日割で計算するものとします。

「直接の返済期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。

第1項により相殺する場合には、相殺適利は書面によるものとし、相殺するもの信権の記事・適帳は配出的定理して自ちに組合に提出するものとします。
第1項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等ので定めによります。(債務の返済等にあてる額所)

組合から相殺をする場合に、この契約による債務の他に組合取引上の他の債務があるときは、組合は債権保全と等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対し

第14条

(機務の)返済等にあてる側形 組合から相段をする場合に、この契約による債務の他に組合取引上の他の債務があるときは、組合は債 権保全上等の事由により、どの債務との相段にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対し て異議を述べないものとします。 借主から返済または相段をする場合に、この契約による債務の他に組合取引上の他の債務があるときは、 借主はその債務の返済または相段にあてるかを指定することができます。 なお、借主がどの債務の返済または相段にあてるかを指定しなかったときは、組合がそれを指定することができ、信主はその指定に対して異議を述べないものとします。 借主の債務のうち一部でも返済の選延が生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上 支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮してどの債務の 返済または相段にあてるかを指定することができるものとします。 第2項のなお書または第3項によって組合が指定した借主の債務については、その期限が到来したもの とします。

用と「切り込む書または第3項によって組合が指定した信主の債務については、その期限が到来したものとします。 (代わり証書等の差し入れ) 事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、組合の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとし、借主は、組合の請求によって代わり証書等を 差し入れるものとします。

(世国議院合) 組合が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用 国座の届出的鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類・印章に ついて、偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、組合は責任を負 かないものとします。 (費用の負担)

第17条

(費用の負担) 借主に対する権利の行使もしくは保全に関する費用は、借主が負担することとします。 (届出事項) 借主は、認職しようとするとき、所属が変更となったとき、または氏名、住所、印鑑、電話番号、その 他組合に届け出た事項に変更があったときは、直ちに組合に書面で届け出るものとします。 前項の届出を怠ったため、組合が最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を発送し た場合には、延着または到達しなかったときでも通常到連すべき時に到達したものとします。 (報告および調査) 借主は、組合が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用状態について直ちに報告し、また調査 2.

借主は、組合が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用状態について直ちに報告し、また調査 に必要な便能を提供するものとします。 前項の信用状態について、重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、借主は組合か 5語表がなくても直ちに報告するものとします。 (契約の変更) この契約の内容を変更する場合、組合は、変更内容および変更日を組合所定の方法により借主に通知するものとします。 者ものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従って、カードローン取引を行うものとします。 (合意管轄) この契約に関して非常いの必要がはしたときは、組合の本生の研究性を管轄する報知所を管轄報知所とす

第22条

第23条

るものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従って、カードローン取引を行うものとします。
(合意管轄)
この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、組合の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
(新規加入の出資金について)
新規組合員及び増口分の出資金は初回の給与控除により作成します。
(反社会的勢力の排除)
借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、
暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準する者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないことを確約いたします。
(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自社もしくは許三者の不正の利益を図る自めまた第三者に損害を加える目的をもってするなど、
不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(4) 最力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員または経営に実質的に関与しているとおが、暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
(6) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
(6) 投資または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
(6) 投資または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
(7) 異力的な要求行為。

展力的な要求行為 法的な責任を超えた不当な要求行為 取引に関して、脅迫的な言動をし、または最力を用いる行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行

(5) その他前各号に進ずる行為

(5) その他前各号に準する行為 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいすれかに該当し、もしくは前項各号のいすれかに該当する 行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との 取引を継続する事が不適切である場合には、借主は組合からの請求があり次第、本契約に対する債務の朋 限の利益を失い、直ちに債務を并消するものとします。 前項の規定の適用により、借主に携害が生じた場合にも、組合に何らの請求をしません。 また、組合に損害が生じた場合にもに関いる。 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

LX F

ローンカード規定

1 (カードの利用)

(カードの利用)
(1) ローンカードは、次の取引に利用することができます。
(1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金支払機(以下「預金支払機)といいます)ならびに現金自動支払機(以下「支払機)といいます)の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携金融機関)といいます)の預金支払機等たは支払機(以下預金支払機を支払機をあわせて「預金支払機等」といいます)を使用して、カードローンの貸越を受ける取引(以下「払戻し」といいます)。
(2) 当組合の預金支払機を利用してカードローンの貸越を返済る取引(以下「入金」といいます)。
(3) 当組合の形金支払機を利用してカードローンの貸越を返済る取引(以下「入金」といいます)。
(3) 当組合の窓口でローンカードにより払戻しまたは入金することができます。
(3) 前項による取扱いは、当組合所定の用紙に氏名、金額、暗証番号等を記入のうえ、ローンカードとともに提

出してください。 (預金支払機等による払戻し)

(預金支払機等による払戻し)
() 預金支払機等を利用して払戻すときは、預金支払機等にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と払戻し金額をディスプレイにより操作してください。
(2) 預金支払機等により操作してください。
(2) 預金支払機等により当組合または利用する提携金融機関が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または利用する提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。
(預金支払機による入金)
() 預金支払機を利用して入金するときは、預金支払機にローンカードおよび現金を挿入して操作してください。
(2) 預金支払機による入金は、預金支払機の種類により当組合または利用する提携金融機関が定めた種類の紙幣に限ります。1回あたりの入金は当組合または利用する提携金融機関が定めたを数による金額の範囲内とします。
(預金支払機等の利用手数料)

(頻金支払機等い利用手数料) (1) 当組合または提携金融機関の預金支払機等を利用して払戻す場合に、当組合または提携金融機関が預金支払 機等利用手数料 (以下「利用手数料」といいます)を定めているときは、所定の利用手数料を支払っていただ

機等利用手数料 (以下 利用手数料) といいよ9) を定めていってのいい。このいいではます。
きます。
(2) 当組合の預金支払機等を利用して払戻した場合、当組合は前項の利用手数料を払戻し時に貸越元金に組み入れることにより払戻したうえ、自動的に支払を受けます。提携金融機関を利用した場合は、提携金融機関の請求にもとつき、同様に利用手数料を払戻したうえ、当組合から提携金融機関に支払います。
(3) 払尿金額と利用手数料との合計額が、払戻すことのできる金額を超えるときは払戻すことができません。
(預金支払機等の故障時等の取扱い)
(1) 停電、故障等により預金支払機等による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合の窓口でローンカードにより払戻し、または入金することができます。ただし、提

携金融機関の窓口ではこの取扱いはいたしません。

携金融機関の窓口ではこの取扱いはいたしません。
(2) 前項による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、払戻金額および届出の暗証番号を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また入金する場合には、当組合所定の入金票に氏名、入金額を記入の上、現金およびローンカードとともに提出してください。
(ローンカードの例失、届出事項の変更等)
(1) ローンカードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
(2) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあり、また保証人を求めることがあります。
(3) ローンカードの再発行にあたっては、当組合の定める発行手数料を支払っていただきます。
(暗証番号駅合等)
(1) 当組みの脅金さ、機等により、ローンカードを確認し、預金され機等操作の弊使用された順部基早と原中の

(昭証番号照合等)
(1) 当組合の対策立支払機等により、ローンカードを確認し、預金支払機等操作の際使用された暗証番号と届出の 昭証番号との一致を確認して払戻したうえは、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の 事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。なお、提携金融機関の 預金支払機等により払戻した場合、当組合及び提携金融機関の責任についても同様とします。
(2) 当組合の窓口において、ローンカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届 出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前項と同様とします。
(預金支払機等の操作等) 預金支払機等の利用は、所定の要領に従って正しく操作してください。預金支払機等の利用に際し、金額等 の誤操作により発生した損害については当組合は一切責任を負いません。

9. (解約等)
(1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当組合に返却してください。
(2) ローンカードの改ざん、不正使用等、当組合がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにローンカードを当組合に返却してください。
(3) (譲渡、質入れの禁止)
ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
11. (規定の準用)
この規定に定めのかいます。この、

ェッキャッ この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項により取り扱います。